

佐賀県スポーツ合宿誘客促進奨励金交付要領

1. 趣旨

この要領は、要綱第 11 条に基づき奨励金の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

2. 交付対象者認定申請

交付対象者認定申請の提出期限は、事業年度の 10 月末日までとする。また、申請内容に変更が生じた際には速やかに佐賀県へ報告すること。

3. 送客予定報告書の提出

交付対象者は佐賀県へのスポーツ合宿の送客が決定したときは、送客予定報告書を提出すること。
なお、メールでの提出も可とする。

4. 交付対象事業の完結

交付対象事業は、佐賀県で合宿するスポーツ団体に行うアンケートの回収をもって完結とする。

5. スポーツの練習をしたことが確認できる書類等

体育館やグラウンドを利用した場合はその領収書の写しを添付すること。

また、無料のスポーツ施設を利用した場合はその様子がわかる写真または写真データを添付すること。

6. 交付申請及び交付請求

交付対象者は要綱第 8 条に定める書類がそろったとき、次の書類を提出（郵送等又は持参）する前に佐賀県スポーツコミッションまで下記の書類をメールで提出すること。なお、奨励金の支払い受け付け順はこのメールの到着順とする。

(1) 交付申請及び実績報告書（様式第 2 号）

(2) スポーツ合宿に関するアンケート（別紙 3）

附則

この要領は平成 26 年 6 月 18 日から施行する。

附則

この要領は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。